

# 火災に遭われた方へ

火災に遭われた皆さまに対しまして、心よりお見舞い申し上げます。一日も早く通常の生活に戻れるよう、お祈り申し上げます。

このパンフレットは、火災の後に必要となる手続きや相談の多い事柄をまとめたものです。

## 1 火災調査について

消防署では、消防法第 31 条に基づき火災の原因や損害等を調査し、今後の火災予防対策に役立っていますので、ご協力をお願いします。

- ・ 火災現場は、火災調査が終了するまでは立ち入らないで下さい。
- ・ 焼けた物の片付けは調査終了後をお願いします。
- ・ 調査員の質問には、正確に答えて下さい。

## 2 火災現場の管理について

消火活動では残り火の処理をしていますが、布団などが燃えると消したつもりでも、奥に火種が残っていると数時間後に再び燃え出すことがあります。

消防署では火災鎮火後、現場を詳細に点検していますが、予見できない事由による再出火等の危険があります。可能な限りご自身で引き続き監視・警戒を行い、異常な事象に気付かれたときは、速やかに 119 番に通報して下さい。

## 3 り災申告書について

火災による被害を受けたことを「り災」といいます。り災には、「物が焼けた」「消火で水に濡れた」「物が汚れた・壊れた」などの被害が含まれます。

り災申告書は、消防機関が火災による損害状況を把握するために提出をしてもらうものです。また、次の 4 にある「り災証明書」の円滑な発行についても必要です。

り災申告書には「不動産り災申告書」「動産り災申告書」及び「車両・船舶・航空機・その他り災申告書」があります。

火災調査時等にお渡ししますので、り災した日から概ね 7 日以内に消防本部に提出して下さい。

## 4 り災証明書について

### り災証明書とは

り災証明書は、火災があったことを証明するもので、消防本部で発行しています。り災された方が各種届出や証書などの再交付申請等をする際に必要となる書類です。

消防職員が事実確認していない火災については、り災証明書の発行ができません。ご自身で消火した場合は、焼けた物の処分や修理をする前に必ず消防機関に連絡し、調査を受ける必要があります。ただし、調査の結果、火災として扱わない場合は、り災証明書を発行できませんのでご注意ください。

### 申請場所

消防本部予防課 茂原市茂原 598 番地（庁舎 3 階） 0475(26)0119

### 受付時間

午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分（土曜日・日曜日・祝祭日除く）

申請書の記入や証明書の作成等がありますので、なるべく午後 4 時 30 分までにお越し下さい。

### 申請者

- ・ り災された本人若しくは親族の方
- ・ 代理人（親族以外）でもできますが、依頼人の委任状が必要です。

### 申請に必要なもの

- ・ 印鑑
- ・ 身分証明書
- ・ 委任状（代理人申請の場合）

※ 印鑑及び身分証明書が焼失してしまった場合は、消防本部予防課までお問い合わせください。

## 6 り災証明書が必要なケース

### 火災保険の請求

保険会社に連絡すると、担当者が現場を調査し、被害金額を算定して保険金を決定します。また、保険の種類によっては類焼先に対するお見舞いに当てるための失火見舞費用保険金や、焼け跡の後片付けに要した費用に当てるための残存物取り片付け費用保険金などが損害保険金とは別に支払われることがあります。

さらに、税金や法律上の問題について、無料で相談に応じてくれる場合もありますので、加入している保険会社に必ず連絡するようにしましょう。

### 公共サービスの手続き

火災現場の片付け等が終わりましたら、水道部へ連絡し、給水停止（閉栓）の手続きを依頼してください。また、漏水による水道料金の減免が受けられる場合がありますので、当組合の水道部にお問い合わせください。

問い合わせ：長生郡市広域市町村圏組合 水道部業務課 0475(23)9482

水道以外にも各公共サービスの手続きが必要となります。電力会社・ガス会社・NTT・郵便局へも連絡しましょう。

### 各市町村役場での手続き

消防署及び保険会社の現場調査が終わったら、焼け跡の後片付けをしなければなりません。長生郡市では、火災による廃棄物を処分するために、り災証明書が必要となります。また、住宅や家財などに損害を受けた場合、税金の減免などの公的支援を受けられる場合があります。各市町村役場で必要となる手続きの一例をご案内します。

- ・ 火災による廃棄物の処分
- ・ 固定資産税や保険料の徴収猶予や減額又は免除
- ・ 仮住まいの手配
- ・ 見舞金の給付
- ・ 国民健康保険証など各書類の再発行

※ 市町村ごとに対応が異なりますので、り災物件の所在する各市町村役場に直接お問い合わせください。

問い合わせ先（代表電話）

茂原市役所	0475(23)2111	長生村役場	0475(32)2111
長南町役場	0475(46)2111	白子町役場	0475(33)2111
長柄町役場	0475(35)2111	睦沢町役場	0475(44)1111
一宮町役場	0475(42)2111		

### その他の手続き

前記以外の手続きについて、一例をご案内します。詳細は各窓口にご案内させていただきます。

- 運転免許証の再発行（運転免許センター）
- クレジットカード、通帳、キャッシュカードの再発行（ご利用の金融機関）
- 保険証券の再発行（保険会社）
- 所得税の減免（税務署）